

天龍 広報

第 184 号

2018年4月25日

私たちの村

— 4月1日現在 —

人口 1,326 人

男 618 人 女 708 人

世帯数 733 世帯

発行 天龍村役場
編集 総務課
印刷 齋藤印刷所

ハンガープロジェクト

県知事へ
プレゼン



3月23日(金)、天龍中学校2年生5名が立ち上げた企画「手作りハンガーを世界のアスリートに届けよう」の実現に向け県庁を訪れ県知事に協力をお願いしました。

5名は、持参したハンガーを知事や原山教育長へプレゼントした後、この企画は東京五輪・パラリンピックの関連施設に天龍村の木材が使われることをきっかけとして、自分たちが住む天龍村をもっとたくさんの人に知ってもらいたいという思いを伝えました。『みなさんの思いが実現できるよう、いろいろなどころにお願いをしていきたいと思います。自分たちの暮らしている天龍村のために、それぞれみんなのできることを、できるところで、しっかりやってもらいたいです。』と阿部知事からお話いただきました。

第5回信州おもてなし大賞



県知事表彰特別奨励賞受賞

県が長期的な視野をもって、おもてなしの向上に真摯に取り組む企業・団体、個人を表彰する第5回「信州おもてなし大賞」に本校の特色ある活動である「梅花PROJECT」が大賞に次ぐ特別奨励賞に選ばれ、3月20日(火)に長野市で開かれた表彰式に全校生徒で出席しました。

梅花PROJECTリーダーを務めた3年生の後藤信之介君が代表で賞状と盾を受け取り、式後には阿部知事や他の受賞団体の方々と記念撮影を行いました。県知事から声をかけられ、緊張気味の生徒も見られました。受賞の様子が当日テレビニュースで放映され、村民や村外の方からお祝いの言葉が学校に寄せられました。『平成22年度から始めて8年目の活動ですが、先輩たちの取り組みや功績なくして今回の受賞はありえません。賞状や盾を広く村民の皆様にもご覧いただきたいと思います。今回の受賞をしっかり受け止め、誇りを持って継続していきたいです。』
(学校長)

議会だより 第①回 定例議会

第1回定例会は、3月8日(木)に開会し、20日(火)までの13日間の会期で行われ、左記の議案について、原案どおり可決されました。

「承認された案件」

○天龍村長及び副村長の給料の特例に関する条例の制定について(専決第14号)

内容は、福祉医療に対する職員の不適切な事務処理が発覚し、障害者医療費の未支給が、本年度に明らかとなったため、監督責任として、村長及び副村長の1月分の給料を10%減額する条例の制定です。

「同意された案件」

○天龍村固定資産評価審査委員の選任について

固定資産評価審査委員(3名・任期3年)の内、平成30年3月31日に任期満了となる伊藤文博氏(大河内区)について、再任することが同意されました。

「可決された案件」

○常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、村長、副村長及び教育長の給料月額について、現行の条例額を引き下げ、本則の条例として改正したものです。

○特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、長野県の最低賃金の引き上げにあわせ、教育委員など非常勤特別職の報酬額を改正したものです。

○天龍村使用料条例の一部を改正する条例について

内容は、福島教員住宅及び向方教員住宅の各一戸を廃止することにより、条文から削除する改正をしたものです。

○村営バス条例の一部を改正する条例について

内容は、村営バスの運行区間を平岡郵便局まで延長することに伴い、必要な条文を改正したものです。

○天龍村介護保険条例の一部を改正する条例について

内容は、平成32年度までの介護保険料について、介護給付費の動向や人口推計などを基に算出し、必要な条文の改正をしたものです。

内容は、法律の改正に準じ、後期高齢者医療保険料の徴収について、必要な条文の改正をしたものです。

○天龍村指定居宅介護支援等の事業の従事者及び運営の基準に関する条例の制定について

内容は、法律の改正により、これまで県で行っていた、居宅介護支援事業所の指定事務が村に移管されるため、居宅介護支援事業所の従事者や運営基準など、必要な事項の条例を制定したものです。

○天龍村過疎地域自立促進計画の一部変更について

内容は、ラジオ難聴対策整備事業やインフルエンザ予防接種事業などの追加及びその他事業の内容変更をしたものです。

○向方辺地に係る総合整備計画の一部変更について

内容は、村道笠井島線などの改良・舗装事業の追加及び村道明ヶ島線などの改良事業費を変更したものです。

○天龍村道路路線の認定について

内容は、新たに村道戸口集会所線と、村道原権現堂線の2路線を認定したものです。

内容は、平成30年度の議会事業計画を定めたものです。

○主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書提出に関する請願書審議の結果、可決され、関係大臣及び議長へ意見書を提出しました。

○平成29年度天龍村一般会計補正予算(第7号)(専決第15号)

○平成29年度天龍村営水道特別会計補正予算(第5号)(専決第16号)

○平成29年度天龍村一般会計補正予算(第8号)

○平成29年度天龍村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○平成29年度天龍村営水道特別会計補正予算(第6号)

○平成29年度天龍村下水道事業特別会計補正予算(第4号)

○平成29年度天龍村介護保険特別会計補正予算(第4号)

○平成30年度天龍村一般会計予算

○平成30年度天龍村国民健康

保険特別会計予算

○平成30年度天龍村営水道特別会計予算

○平成30年度天龍村営水道事業特別会計予算

○平成30年度天龍村介護保険特別会計予算

○平成30年度天龍村後期高齢者医療保険特別会計予算

○大平正長議員

一、平成30年度における国道・県道の改良整備促進に係る要望活動等について

二、村道峠山線の地滑り箇所に係る道路の一部付け替えについて

三、農林業公社の営業体制を強化するための職員派遣等人的支援に係る計画について

四、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施計画等について

五、人口減少等の諸課題に対応するための各種検討委員会における平成29年度の協議等の進捗状況と今後の取り組み方について

○後藤知久議員

一、農林業を含めた産業の振興について

二、災害発生時に計画されている指定避難場所について

平成29年度 補 正 予 算

会 計 名	補正前の額	補正額	計
一 般 (第 7 号) 専決	19億565万円	323万円	19億888万円
一 般 (第 8 号)	19億888万円	1億6,704万円	20億7,592万円
国民健康保険 (第 3 号)	1億9,864万円	55万円	1億9,919万円
村 営 水 道 (第 5 号) 専決	7,660万円	205万円	7,865万円
村 営 水 道 (第 6 号)	7,865万円	69万円	7,934万円
村営下水道事業 (第 3 号)	5,222万円	△3万円	5,219万円
介 護 保 険 (第 4 号)	2億7,609万円	920万円	2億8,529万円

- 今村久雄議員
 - 一、農林業公社について
 - 二、村民による村民のための葬儀場の必要性を問う
 - 村松克一議員
 - 一、定住促進住宅について
 - 二、村内空き3施設(旧福島)
 - 熊谷美沙子議員
 - 一、天龍村の教育について
 - 二、地域おこし協力隊、集落支援員について
- 小・リフレッシュハウスおきよめ・旧阿南部品について

村特別職給料月額及び村議会議員報酬月額について

平成30年度からの村長及び副村長、教育長の給与月額、議会議員の報酬月額については、条例の特例で規定する削減措置を撤廃すると共に、現行の条例額を引き下げ新たに条例で規定する額を定めることとなりました。

村長については、現行の削減額を据え置き新たな条例額に、副村長、教育長については、約1%緩和後の額を条例額に置き換え、議会議員については、約1%緩和し現行の条例額に戻すこととなりました。

1月30日(火)に特別職報酬等審議会が行われ、2月15日(木)に、村長に対し「この数年、借金返済の重さを示す実質公債費比率の改善による財政の健全化や、社会経済情勢また近隣町村との均衡を鑑みる中で、新たな条例額にすることが適当である。」との答申がされました。この答申結果を尊重し、議会の慎重審議の結果、次のとおり可決されました。

村民みなさんのご理解をお願いします。

村特別職給料及び村議会議員報酬

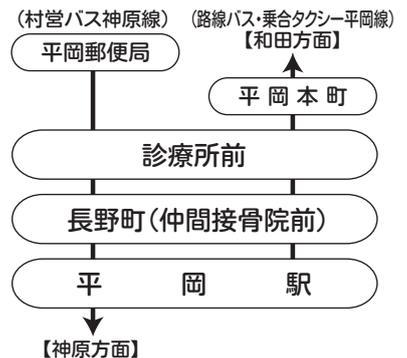
- 村三役特別職給料月額
 - 村長600,000円 (前年度比増減なし)
 - 副村長520,000円 (前年度比2,000円増)
 - 教育長460,000円 (前年度比3,000円増)
- 村議会議員報酬月額
 - 議 長：231,000円 (前年度比3,000円増)
 - 副議長：159,000円
 - 常任委員長：149,000円
 - 議 員：140,000円
 - (副議長以下、前年度比2,000円増)

村営バスが
平岡郵便局まで
正式運行します!!

前年度より試験運行していた平岡駅から平岡郵便局までの区間について、住民の皆様からの意見等を踏まえ、平成30年4月1日(日)から正式運行することとなりました。上記の区間は、一律20円(中学生以下及び70歳以上の方は10円)でご利用いただけます。



延長区間の停留所



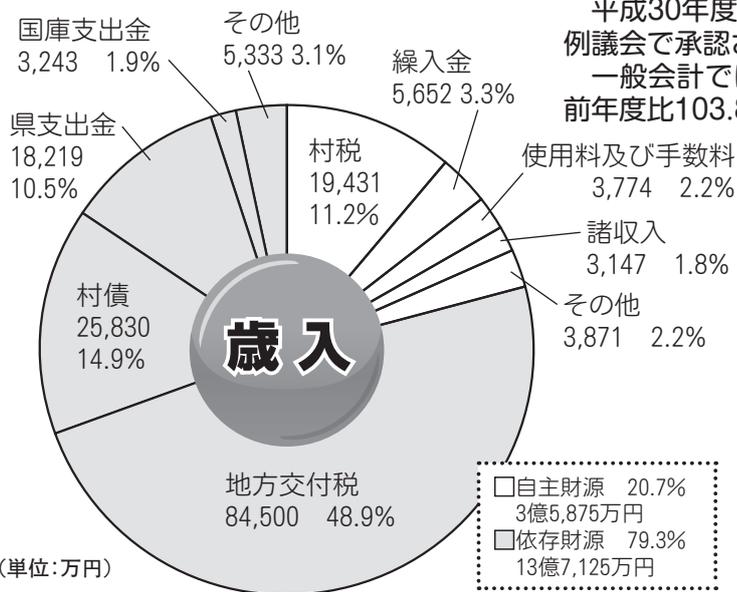
なお、おきよめの湯をご利用いただいた場合、片道分の運賃は無料となります。村営バスは地域の足として、正月を除き毎日運行しております。この機会にぜひ村営バスをご利用ください。

お問合せ先: 総務課 企画財政係 ☎32-2001



平成30年度 一般会計当初予算

前年比 **3.8%増**の**17億3,000万円**



平成30年度の一般会計及び特別会計の当初予算が3月定例議会で承認されました。

一般会計では、歳入・歳出総額が17億3,000万円となり、前年度比103.8%の予算となりました。

特別会計

国民健康保険	1億3,415万円
村営水道	6,415万円
村営下水道事業	5,178万円
介護保険	2億9,515万円
後期高齢者医療保険	2,976万円

歳入項目	予算額	前年差	前年比	歳入についての説明
村税	1億9,431万円	△450万円	97.7%	みなさんから村に納めていただく税金の総額です。
地方交付税	8億4,500万円	1,700万円	102.1%	国に納められた税の再分配や、過去に借り入れた起債(借金)の償還金に対する補てんも含まれています。
国・県支出金	2億1,462万円	6,080万円	139.5%	定められた事業に対し、国や県から交付される補助金や委託金です。
繰入金	5,652万円	△1,448万円	79.6%	今まで積み立てていた基金(貯金)をさまざまな目的のために取り崩し、一般会計に繰り入れます。おもに村の借金の繰上償還(返済)に活用します。
村債	2億5,830万円	500万円	100.2%	道路整備などの財源として国から借り入れる借金です。ただしのちに国から交付税措置が受けられる起債(辺地・過疎対策事業債)など村の財政面で有利なものを借り入れます。

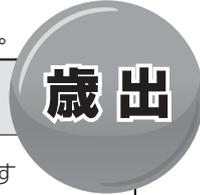
◎平成30年度のおもな事業

おもな事業名	事業費	事業内容
【新】空き家片づけ事業補助金	100万円	村の空き家バンクに登録された空き家の家財道具などの処分費用を助成します
【新】ホームページリニューアル業務委託料	334万円	天龍村ホームページのリニューアルにかかる委託料です
【拡充】インフルエンザ予防接種補助事業	176万円	全村民の方を対象にインフルエンザ予防接種にかかる費用を補助します
【新】農地荒廃化防止事業補助金	300万円	農地を借り受け、耕作及び管理する方(団体含む)を対象に補助金を交付します
【新】東京五輪木材提供事業委託料	303万円	五輪選手村ビレッジへの木材提供事業にかかる委託料です
【新】間伐材運搬事業補助金	200万円	間伐材を原木市場等へ運搬するための補助金を交付します
林道改良事業	6,961万円	主に向方線、大久那線(ともに拡幅改良)、虫川新野峠線(法面防災)にかかる費用です
有害鳥獣駆除等補助金	605万円	シカ、イノシシ、サルなどの有害鳥獣駆除に対する補助金を交付します
【新】観光案内版設置工事(南信濃下市場トンネル)	60万円	観光案内版(下市場トンネル出口)の設置にかかる費用です
トンネル修繕工事	9,990万円	村道天竜川線、長野長島線のトンネル修繕にかかる費用です
村道改良事業	1億4,853万円	主に明ヶ島線(拡幅改良)、向山線、浪合線(ともに舗装)、天龍小学校下線(開設)、松葉線(側溝改良)、天竜川線(法面防災)にかかる費用です
【新】電源立地交付金 小型ポンプ購入事業	205万円	消防活動で使用する小型ポンプ機の更新にかかる費用です
【新】防災行政無線同報系デジタル化工事実施設計委託料	799万円	防災行政無線の同報系のデジタル化に向けた実施設計にかかる委託料です
【新】Jアラート受信機更新工事	472万円	Jアラート受信機の更新にかかる費用です
児童生徒給食費援助費	185万円	天龍小・中学校、児童・生徒の給食費を100%補助します
【新】小中学生入学祝金	24万円	天龍小・中学校へ入学される家庭へ入学祝の商品券を贈呈します
【新】図書館照明改修工事	126万円	なんでも館内図書館のLED化にかかる費用です
【新】校舎漏水対策改修工事(中学校)	201万円	天龍中学校校舎階段棟及び教室棟の一部の漏水対策にかかる費用です

性質別経費

※性質別経費とは、村の経費をその経済的性質を基準として主に以下にある分類にわけたものです。

歳出項目	予算額	前年差	前年比	主な歳出の手当、費用の説明
人件費	3億3,427万円	511万円	101.6%	委員報酬・議会議員・特別職・一般職員の給与・手当です
物件費	2億9,313万円	2,643万円	109.9%	臨時職員の賃金、消耗品や燃料、電話料、郵便料、備品購入費、各種委託料などです
扶助費	1億 595万円	318万円	103.1%	法に基づき、児童、生徒、障がい者、高齢者に対して支払われる医療費給付などです
補助費等	1億8,787万円	△1,028万円	94.8%	建物や自動車の保険料、広域連合など他団体に対する負担金や補助金・交付金です
普通建設事業費	3億8,996万円	6,793万円	121.1%	道路改良やその他の工事費、国、県の建設事業に対する負担金です
繰出金	1億710万円	△2,924万円	78.6%	一般会計から国保や水道・下水、介護保険などの特別会計へ支出されるものです

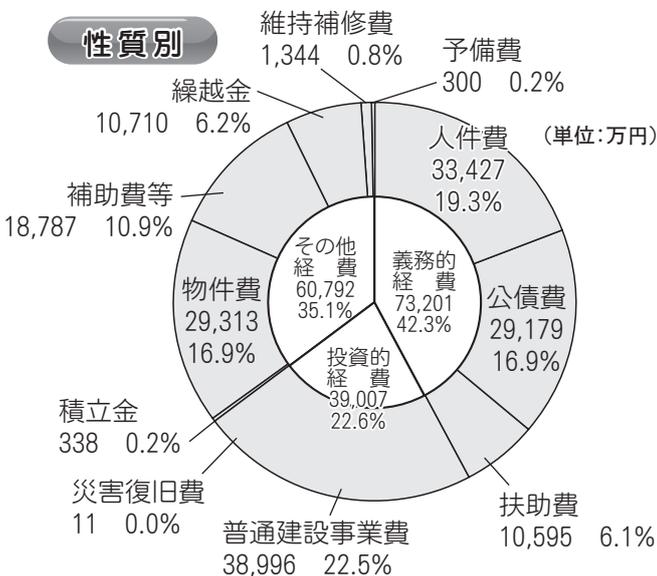


目的別経費

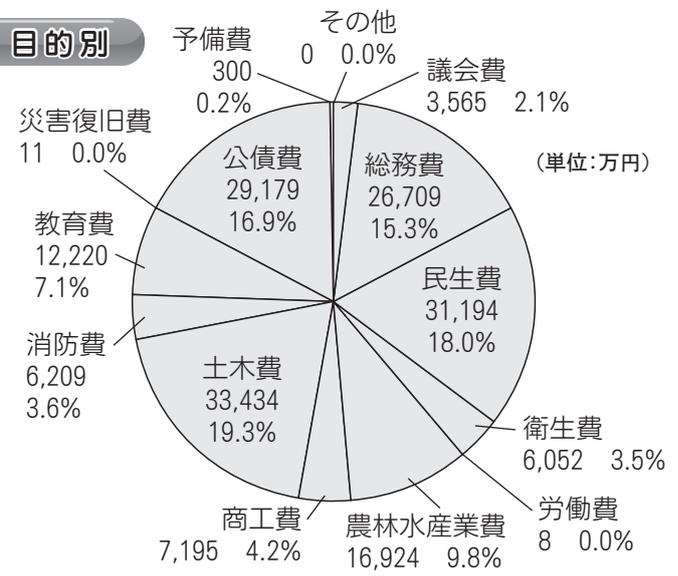
※目的別経費とは、経費を行政目的毎に分類したものです。

歳出項目	予算額	前年差	前年比	主な歳出の手当、費用の説明
総務費	2億6,709万円	△459万円	98.3%	おもに村の基本的な行財政政の運営のための経費です 職員給の区分見直しによる減が主な減少要因です
民生費	3億1,194万円	△3,033万円	91.1%	福祉など住民生活のための経費です 国民健康保険特別会計繰出金の減が主な減少要因です
農林水産業費	1億6,924万円	559万円	103.4%	農林業に関する経費です 東京五輪に係る事業費の増が主な増加要因です
商工費	7,195万円	579万円	108.7%	商工業や観光・温泉に関する経費です おきよめの湯レストラン・売店運営業務委託料の増が主な増加要因です
土木費	3億3,434万円	6,355万円	123.5%	村道整備や住宅などに関する経費です トンネル修繕工事の増が主な増加要因です
教育費	1億2,220万円	1,023万円	109.1%	小・中学校や社会教育などに関する経費です 天龍梅花駅伝運営委員会補助金の増が主な増加要因です
公債費	2億9,179万円	49万円	100.2%	国などから借り入れた村債の返済金です 今年度も将来の負担を軽減するため、繰上償還を行います

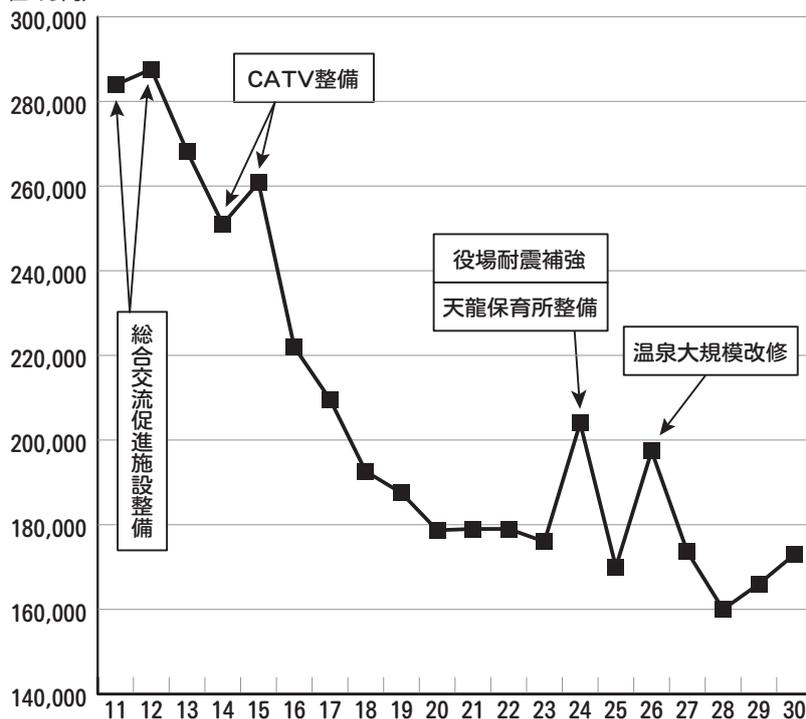
性質別



目的別



(単位:万円)

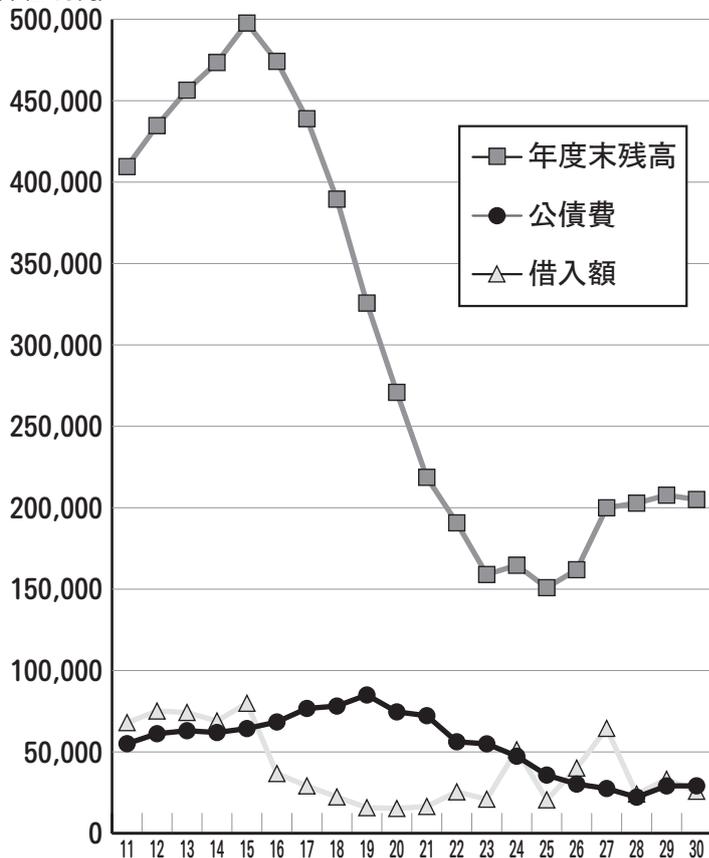


年度	当初予算額
11	283,900
12	287,600
13	268,200
14	251,000
15	260,800
16	222,000
17	209,600
18	192,600
19	187,500
20	178,700
21	179,000
22	179,000
23	176,000
24	204,000
25	170,000
26	197,400
27	173,600
28	160,000
29	166,000
30	173,000

直近20年の当初予算額推移

直近20年間の村債借入額等推移

(単位:万円)



年度	公債費	借入額	年度末残高
11	55,068	67,990	409,536
12	61,204	75,120	434,730
13	63,028	74,240	456,474
14	61,932	69,010	473,469
15	64,358	79,890	497,713
16	68,411	36,730	474,183
17	76,710	29,140	438,963
18	78,178	22,360	389,540
19	84,989	15,762	325,731
20	74,594	15,288	270,884
21	72,273	16,507	218,675
22	56,233	25,474	190,713
23	54,965	20,963	158,994
24	47,384	51,309	164,656
25	35,791	20,554	150,900
26	30,251	40,059	161,925
27	27,538	64,471	199,962
28	22,213	24,114	202,822
29	29,131	33,199	207,721
30	29,179	25,830	205,061

※H28年度までは実績、H29は決算見込み、H30は当初予算で算出。

統一的な基準による平成28年度天龍村の財務書類を公表します

地方公共団体の会計制度は1年間の現金の出入りを単純・明確に表現するために優れた会計です。しかし資産や将来の負担などについての全体像は把握できません。そのため公会計制度では、現金の収支だけにとらわれない発生主義の考え方にに基づき、資産や負債の状況を示し、あわせて関係する団体との連結を行なうことで、地方公共団体の決算を新しい角度から情報開示します。

財務諸表は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表により構成されます。

天龍村では従来、「総務省方式改訂モデル」により作成してきましたが、平成28年度決算より国から示された「統一的な基準」により作成しました。これにより、自治体同士を比較することが可能となりました。

なお、財務書類は一般会計、全体会計（一般会計+特別会計（国保、水道、下水道、介護、後期高齢者））、連結（全体会計+第3セクター、広域連合、一部事務組合）の3種類を作成しています。

①貸借対照表

貸借対照表は、会計年度末時点において、村が住民サービス提供するために保有している資産と、その資産をどのようにして調達してきたかを総括的に対照表示したものです。表の左側に村が保有している土地・建物・預金などの「資産」を示し、表の右側に、その資産を形成するために将来世代が負担し今後支払が必要となる「負債」と、今までの世代が既に負担した「純資産」の金額が示されています。

$$\text{資産} = \text{負債} + \text{純資産}$$

	資産		
	一般会計	全体会計	連結
固定資産	181億1,775万円	199億1,522万円	204億4,233万円
有形固定資産			
建物・土地・物品等	176億3,414万円	193億7,060万円	196億5,308万円
無形固定資産	-	-	531万円
投資その他の資産	4億8,361万円	5億4,462万円	7億8,394万円
流動資産	15億7,169万円	16億2,356万円	18億1,334万円
現金預金	5,743万円	6,525万円	1億4,852万円
未収金	219万円	377万円	5,649万円
基金	15億1,213万円	15億5,460万円	15億8,667万円
徴収不納引当金	△6万円	△6万円	△6万円
資産合計	196億8,944万円	215億3,878万円	222億5,567万円

	負債		
	一般会計	全体会計	連結
固定負債	23億2,337万円	27億8,112万円	30億1,961万円
地方債	17億4,522万円	21億9,062万円	22億5,953万円
退職手当引当金	5億7,815万円	5億9,050万円	7億183万円
流動負債	3億647万円	3億5,025万円	4億2,480万円
1年内償還予定地方債	2億8,300万円	3億2,615万円	3億4,710万円
賞与等引当金	1,781万円	1,845万円	3,502万円
預り金	566万円	566万円	717万円
負債合計	26億2,984万円	31億3,137万円	34億4,441万円
純資産			
純資産合計	170億5,959万円	184億741万円	188億1,126万円
負債と純資産の合計	196億8,944万円	215億3,878万円	222億5,567万円

②行政コスト計算書

村の1年間の行政活動のうち、福祉やごみの収集など資産形成に結びつかない行政サービスの経費と、その行政サービスの対価として得られた収入金等の財源を対比させた表です。

	一般会計	全体会計	連結
経常費用	21億1,972万円	25億7,095万円	32億5,390万円
業務費用	15億6,357万円	17億5,686万円	23億7,278万円
人件費	3億642万円	3億2,220万円	7億2,256万円
物件費等	12億4,126万円	13億9,888万円	16億927万円
その他業務費用	1,589万円	3,578万円	4,095万円
移転費用	5億5,615万円	8億1,409万円	8億8,112万円
補助金等	3億2,036万円	7億4,237万円	5億7,665万円
社会保障給付	6,617万円	6,700万円	2億9,710万円
他会計への繰出金	1億6,627万円	-	-
その他	336万円	472万円	736万円
経常収益	8,480万円	1億3,447万円	5億9,078万円
使用料及び手数料	4,710万円	9,532万円	1億1,371万円
その他	3,770万円	3,915万円	4億7,707万円
純経常行政コスト（経常費用－経常収益）	20億3,492万円	24億3,648万円	26億6,312万円
臨時損失	83万円	177万円	485万円
臨時利益	-	-	315万円
純行政コスト	20億3,575万円	24億3,825万円	26億6,482万円

③純資産変動計算書

村の純資産（資産と負債の差額）の増減を示したものです。今までの世代が負担してきた部分である純資産が、1年間どう増減したかが分かります。

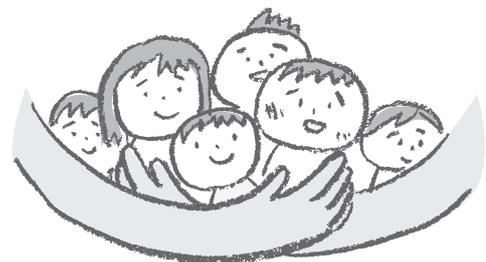
	一般会計	全体会計	連結
前年度末純資産残高	174億1,314万円	187億8,590万円	191億4,798万円
純行政コスト（△）	△20億3,575万円	△24億3,825万円	26億6,481万円
財源	16億8,267万円	20億5,857万円	23億2,695万円
税収等	14億6,510万円	16億7,251万円	17億9,801万円
国県等補助金	2億1,757万円	3億8,606万円	5億2,894万円
本年度差額	△3億5,308万円	△3億7,968万円	△3億3,786万円
資産評価差額	-	-	-
無償所管替等	△47万円	118万円	118万円
本年度純資産変動額	△3億5,355万円	△3億7,850万円	△3億3,673万円
本年度末純資産残高	170億5,959万円	184億741万円	188億1,126万円

④資金収支計算書

1年間の行政活動による資金収支を、行政サービスの提供に係る「業務活動収支」、固定資産の取得などの「投資活動収支」、地方債の発行、償還などの「財務活動収支」の3つに分けて計算したものです。

	一般会計	全体会計	連結
業務活動収支	4億1,882万円	4億7,129万円	5億567万円
業務支出	12億8,493万円	18億1,727万円	24億9,401万円
業務費用支出	7億5,574万円	8億6,538万円	14億7,508万円
移転費用支出	5億2,919万円	9億5,189万円	10億1,893万円
業務収入	17億374万円	22億8,856万円	29億9,968万円
臨時支出	-	-	-
臨時収入	-	-	-
投資活動収支	△4億5,033万円	△4億7,730万円	△5億5,953万円
投資活動支出	5億8,227万円	6億1,829万円	7億1,966万円
投資活動収入	1億3,194万円	1億4,099万円	1億6,013万円
財務活動収支	2,861万円	400万円	3,238万円
財務活動支出	2億1,253万円	2億4,674万円	2億606万円
財務活動収入	2億4,114万円	2億5,074万円	2億9,244万円
本年度資金収支額	△291万円	△201万円	△215万円
前年度末資金残高	5,467万円	6,160万円	1億6,365万円
本年度末資金残高	5,176万円	5,959万円	1億4,217万円
前年度末歳計外現金残高	599万円	599万円	599万円
本年度歳計外現金増減額	△33万円	△33万円	36万円
本年度末歳計外現金残高	566万円	566万円	635万円
本年度末現金預金残高	5,743万円	6,525万円	1億4,852万円

※各表の金額は主なものを記載しており、また、表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。



電源立地地域対策交付金事業

平成29年度電源立地地域対策交付金事業を活用し、昨年度は3事業を実施しました。

この交付金はダムなどの発電施設のある市町村へ交付され、天龍村には約3千万円程度が毎年交付されています。

今年度は村道天竜川線の法面防災工事、林道虫川新野峠線の舗装工事に加え、子育て支援基盤強化のため、保育所運営費用を事業費として申請しました。

平成29年度事業概要

①村道天竜川線
法面防災工事(中井侍)

平成28年度に引き続き、落石の多い箇所へのマルチ吹付を実施しました。鶯巣宇連地区の唯一の路線として安全性の向上を図りました。



村道天竜川線防災工事

②林道虫川新野峠線
舗装工事

未舗装区間を減らすことで、安心・安全な通行ができるようになりました。

今後、残りの未舗装区間についても経過観察をし、また次年度以降に本事業を活用していきたいと思えます。



林道虫川新野峠線舗装工事

③保育所運営事業
保育所職員の人件費

本交付金の活用により、保育士2名の人件費(6ヶ月分)を確保できたことで、地域格差のない質の高いサービスを提供することができ、子育て世代が安心して地域で暮らせる環境を整備することができました。

「あなたの提言ボックス」によせられた声 No.35 (平成29年度受付分抜粋)

設置場所	提言の概要及び提案者	回答・対応等
おきよめの湯	①温泉とても気持ちよかったです。休憩スペースが奥すぎてわかりにくい。もう少しゆっくりできるような配慮すればリピーターも増えると思います。	①休憩スペースの確保のため、平成30年度において皆さんのお声を聞き入れる体制を設け、利用しやすい施設となるよう検討・計画を図ります。
	②露天風呂内の排水溝の所の水の勢いが強く、足が吸われるので危ないです。子供が排水溝に足を置いたら危険なので改善されると良いと思います。私自身も、足にあざが出来ました。	②お詫びをし、まず看板により危険箇所を周知。その上で施設管理の対応する旨で回答。施設長からもご本人へ電話連絡によりお詫びをしました。
	③以前には無かったコンディショナーやロッカー等が設置され、ありがたかったです。お湯の良さに定評はあるけど、色々改善され、ますます来やすくなりました。	③ご来場に感謝し、ご利用しやすい環境となるよう、施設管理に努めさせていただく旨を回答しました。
龍泉閣	①龍泉閣4階大座敷をフローア仕上げにすると聞きました。畳の上に調度品等を置くべきではないと思います。	①貴重なご意見として龍泉閣に意見を伝えました。高齢者の多い本村にも利用しやすい施設となるための対応であり、ご理解をお願いしたいと思います。
	②今、さかんにダムカレーやダムラーメンが話題になっています。平岡ダムを有する本村でもチャレンジしてみてください。	②龍泉閣の経営検討委員会にはかり、検討し、龍泉閣へ伝えました。また、おきよめの湯のレストランでもこうしたアイデア料理が提供できるよう検討を行います。
その他	天龍小学校の桜の木を切ってしまうようですが、すごく悲しいです。もう一回考え直して桜の木を切らないようにできませんか。	地区の皆さんの安心安全を守るため、どうしても校庭での工事が必要となり、桜の木を切らなくてはなりません。桜の木を別の場所へ移すことも考えましたが、樹齢も長く、専門家でも難しいようです。道路開設後には新しい苗木を植えることを検討し、いずれ小学校で桜の観覧ができるように配慮しますので、今回は桜の木を切ることにご理解をお願いします。

提言ボックスは役場、龍泉閣、なんでも館、おきよめの湯に設置されています。

毎月多くのご提言をいただき、ありがとうございます。みなさんから頂戴した意見は、村の会議で検討させていただき、住所・氏名の記名があるものはすべて文章で回答を差し上げております。その際の個人情報をご意見に対する回答以外に使用されることはありませんので、ご意見をお寄せいただく際は記名にて投稿くださいますようお願いいたします。

ふるさと寄附金 ありがとうございます

広報天龍第183号(1月発行)で公表後、3月31日現在で寄附をいただいたみなさんは次のとおりです。

- 石谷 一儀様 ●原 隆二様
- 鸞巢 宏臣様 ●疋田 徹様
- 大石 孝様 ●内田 大心様
- 高山 善弘様 ●小高 徹様
- 山田蓮三郎様 ●長木 康典様

本人の希望により氏名を公表できない方がいます。今回は42名の方から寄附をいただきました。ありがとうございます。

天龍村ふるさと寄附金は、村のホームページのほか、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」からも申込みができます。決済方法は金融機関からの振込みのほか、クレジットカードも可能です。なお、電話、ファックス、役場窓口でも承っています。
◎ふるさとチョイス
http://www.furusato-tax.jp/



大河内森林公園 キャンプ場 オープン

4月20日(金)から大河内森林公園キャンプ場がオープンしました。

オートキャンプ場は1区画1泊2,000円です。
フリーのテント広場は予約不要でテント1張1泊1,000円です。

静かな場所です。思い思いのアウトドアライフを楽しんでみませんか。(予約、お問合せ先:地域振興課商工観光係)

☎32-1023

和知野川 キャンプ場 オープン

4月1日(日)から和知野川キャンプ場がオープンしました。

ログハウスは平日・日曜日・祝日は1棟1泊5,000円、土曜日と祝日の前日・ゴールデンウィーク・お盆の期間中は1棟1泊8,000円です。

フリーサイトの利用料金は、テント1張(キャンピングカー1台)1泊につき1,000円です。(予約、お問合せ先:地域振興課商工観光係)

☎32-1023

浄化槽の法定検査を 受検しましょう

浄化槽法では、生活環境の保全や公衆衛生の向上のため、浄化槽をお使いの方に、保守点検や清掃のほか、年1回の法定検査(浄化槽法第11条検査)を義務付けています。

今年度から検査方法が変更されています。

▼変更内容

浄化槽法第11条検査項目に、新たに生物化学的酸素要求量(BOD)の検査が加わり、より効率的で充実した内容となりました。

※BODは、水の汚れを示す重要な指標です。BOD検査

査をすることにより、排出される生活排水の汚れや浄化槽の状態(故障など)を知ることができ、修理など早急な対応が可能になります。

▼年1回の法定検査を

BOD検査導入により、検査効率化が図られます。対象となる全てのご家庭で年1回の法定検査の確実な受検をお願いします。

▼お問合せ

○(公社)長野県浄化槽協会
南信支所
☎0265(72)5740

南信県税事務所からのお知らせ

南信県税事務所飯田事務所(飯田合同庁舎内)で行っている課税業務が、南信県税事務所(伊那合同庁舎内)に移管しました。

4月以降、課税内容や減税手続きのお問合せは伊那の南信県税事務所へお願いします。

なお、各種申告書や届出書は飯田事務所へも提出できます。税金のお支払いや納税証明書の発行も従来どおりです。

〈移管した業務〉

※法人県民税・事業税、個人事業税、不動産取得税の課税業務
お問合せ先:南信県税事務所飯田事務所 ☎0265-53-0405

個人水道施設 整備のための 補助金を交付します

村営水道未普及地区を対象に、安定した生活用水の確保を目的として、個人が整備する水道施設に補助金を交付します。

【対象者】

- 村営水道が整備されていない地域にお住まいの方
- 天龍村の住民であること

【補助対象経費】

- 事業費100万円を限度として、7割を補助します。
- ※2戸が共同で整備する場合は事業費・補助金とも2倍になります。

【交付対象施設】

- 水源地からの取水・送水に必要な施設
- 配水池等・配水に必要な施設

※宅地内の配管に要する費用は対象になりません。

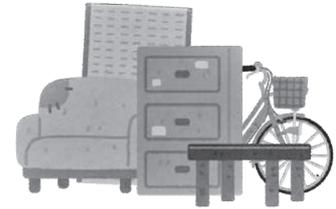
◎この補助金は、1世帯1度だけの利用になります。慎重に検討して、ご活用ください。

不明な点は、役場建設課環境水道係☎(32)1022へお気軽にお問い合わせください。

移住定住推進係通信Vol.4

「空き家片づけ事業補助金交付要綱」を新設しました

今年度から空き家情報登録制度（通称「空き家バンク」）に登録することを条件に、空き家に残っている家財道具や清掃に関する費用の助成をはじめました。空き家は長年放置することで劣化が進むばかりでなく、雑草や獣害など近隣にも影響が及ぶ恐れがあります。また、空き家である期間に比例して修繕するコストや規模が大きくなります。結果として住める状態にするまでの手間も大きくなり、気づいたときには所有者に大きな負担となることも想定されます。



空き家バンクの積極的な活用を推進するとともに、この制度により、増え続ける空き家の抑制と利活用を図り、移住希望者等の受け皿として活かしたいと考えます。

(Q) どうすれば補助の対象となりますか？

⇒(A) 所有する空き家を村の空き家バンクに登録することが条件です。また、空き家バンクを利用して空き家の売買または賃貸借契約をした方も補助の対象となります。

(Q) 「片づけ」といっても何が補助の対象となるのでしょうか？

⇒(A) 空き家を住める状態にするために、空き家にある家財道具等の運搬・処分費用やクリーニングする費用が対象です。団体や業者に委託して片付ける場合の経費も対象となります。ただし修繕や改修費用は本助成の対象外となります。

(Q) いくら助成されるのでしょうか？

⇒(A) 事業費のうち、20万円までを補助します。目安として大型コンテナ2杯分程度となります。それ以上かかる場合でも20万円が上限で、1つの物件につき1回のみ助成となります。

(Q) 若者等定住促進事業や住宅新築・リフォーム補助金との併用はできますか？

⇒(A) 併用できます。片付けの補助を受け、空き家を片付けた後に「若者等定住促進事業（11ページ参照）」にある「住宅増改築補助金」等の事業、または役場建設課の「住宅新築・リフォーム補助金」を併用して空き家を再生していただくことが可能です。

※このほかにも助成に際し条件があります。詳細は役場担当者までお問い合わせください。

移住者向けパンフレット「来テ、見テ、暮ラス天龍村Vol.2」を発行します

2017年7月に発行したvol.1は、発行から半年で約2,000部が移住セミナーや大学等での講義、各設置箇所を通じて配布されました。そして2018年5月にvol.2が完成します。

移住と観光ではパンフレットでも見る方や年齢層が異なるため、観光的な要素は極力入れず、村の暮らしや職業についての特化した内容で作成しました。特に今回発行したパンフレットには前号ではなかった職業について、全国高齢化率No.2の村の介護現場（天龍村社会福祉協議会）を取材し紹介しました。移住パンフレットはJR平岡駅コンコース（龍泉閣）・おきよめの湯・役場などに配架されておりますのでご自由にお持ちください。



また、県外で飲食店や事業を営んでいる方で、パンフレットを置いても良いという方がいらっしやいましたらぜひ係までお問い合わせください。パンフレットを送付させていただきます。

【このページに関する問い合わせ】地域振興課移住定住推進係 ☎32-1023

若者等定住促進事業のあらまし

★今年度も若者定住促進事業として各種補助金等を用意していますので、該当する場合は申請ください。

種類	補助金等の額	補助対象事業の範囲及び補助要件
住宅新築補助金	工事費の10%以内 (限度額200万円)	①天龍村に居住及び住所を有し、かつ永住の意志がある者 ②申請時の年齢が満50歳以下の者 ③申請後2年以内に建築の完成を認める者 ④補助金は1戸1件を対象とします。 ⑤申請者本人及び同居者が他の補助金及び補償費を受け建設する場合は対象となりません。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、この限りではありません。 ⑥工事完成後に補助金を交付します。 ⑦工事完成後、申請者本人、又は同居の親族の名義に登記する必要があります。
住宅増改築補助金	工事費の10%以内 (限度額100万円)	①天龍村に居住及び住所を有し、かつ、永住の意志のある者 ②申請時の年齢が満50歳以下の者 ③補助金は1戸1件を対象とします。 ④申請者本人及び同居者が他の補助金及び補償費を受けて施工する場合は対象となりません。 ⑤工事完了後に補助金を交付します。
空き家等取得補助金	取得費の10%以内 (限度額100万円)	①天龍村に居住及び住所を有し、かつ、永住の意志のある者 ②申請時の年齢が満50歳以下の者 ③申請者本人及び同居者が他の補助金及び補償費を受けて取得する場合は対象となりません。 ④空き屋等取得後に補助金を交付します。 ⑤空き屋等取得後、申請者本人、又は同居の親族の名義に登記する必要があります。
住宅用地取得補助金	取得費の100%以内 (限度額100万円)	①天龍村に居住及び住所を有し、かつ、永住の意志のある者 ②申請時の年齢が満50歳以下の者 ③住宅用地面積100㎡以上取得した者 ④用地取得後に補助金を交付します。
U・Iターン助成金	夫婦 10万円 単身 5万円 2歳以上18歳以下の 子供1人につき2万円	①天龍村に50歳以下でU・Iターンした者で、居住及び住所を有し、かつ、永住の意志のある者(夫婦の場合は居住・年齢要件は片方が該当していれば対象となります。) ②村内に居住した日から起算し、2年経過後に支給します。 ③支給後の再転入は支給しません。 ④申請時において2歳未満の子供がいる場合は、その子供に対し出産祝金の額を交付します。
後継者助成金	5万円	①新規学卒後、村内に居住及び住所を有し、かつ、本人及び父母等に永住の意志がある者 ②卒業した日から起算し、12か月経過後に支給します。ただし、申請時に12か月以上の居住及び住所要件を満たしている必要があります。
通勤助成金	1kmあたり8円 (限度額 月8,000円) 年間支給額 「8円×最短通勤往復距離 ×1か月の通勤日数(22日 を上限とする)×通勤月数」	①1月1日の申請基準日において天龍村に居住及び住所を有し、かつ、永住の意志がある者 ②村外の就業地に勤務している者、及び村長が特別に認めた者 ③支給は50歳到達月(50歳以上であっても、村内に住所を有する子供をもつ保護者は、その子供の義務教育が修了するとき)までとし、毎年1月から12月までの間を一括支給します。ただし、当該月の勤務日数が15日を欠くときは支給の対象となりません。 ④消防団員にあっては、年間支給額に10%の額を加算し支給します。
結婚祝金	国内、外国人との結婚 を問わず 1組 5万円	①天龍村に2年以上居住及び住所を有する50歳以下の者で、かつ、永住の意志のある夫婦(居住・年齢要件は片方が該当していれば対象となります。) ②結婚祝金は重複して支給しません。
出産祝金	第1子 20万円 第2子 20万円 第3子 50万円 第4子以降は第3子と同額	①父母のいずれかが天龍村に2年以上居住及び住所を有する者で、かつ、永住の意志のある父母
結婚活動補助金	10万円を限度	①村内に居住する20歳以上の独身者に対し、結婚相談所(県内外問わず)登録費用のうち、入会金、登録料及び活動初期費用について補助します。

※詳細は、地域振興課 移住定住推進係へお問合せください。

各 部 署 に お け る 主 な 業 務 内 容

係 等 名	業 務 内 容
総 務 係	異議申立て・請願・和解、公印管守、文書收受・発送、契約・係争等文書保管、庁舎・構内の保守管理、秘書・渉外、人事・給与・任免・進退・賞罰・服務・身分、職員研修・福利厚生、職員共済・退職手当、公務災害、公用車管理、防犯、自衛隊、消防・防災・消防無線、交通安全、交通災害共済、総合教育会議、新人事評価制度、市町村合併、行革・集中改革プラン、地区活動・地区懇談会・地区担当者制度等
企 画 財 政 係	財政、予算・執行管理、公会計、地方交付税、村債、村有財産、総合計画、基本計画、過疎計画、辺地計画、広域行政(南信州広域連合、定住自立圏、三遠南信、リニア中央新幹線)、監査、村営バス、公共交通、職員提案制度、村民からの提案制度、統計、備品管理、ふるさと納税、山村留学検討の準備等
情 報 政 策 係	防災行政無線、情報通信、CATV、ホームページ、広報・公聴、ラジオ難聴対策、情報政策全般等
県 派 遣	南信州地域振興局(企画振興業務)

係 等 名	業 務 内 容
議 会 事 務 局	議会、選挙管理委員会、監査委員会、褒賞、条例・規則、法規審査委員会等

係 等 名	業 務 内 容
建 設 係	村道建設・維持管理、河川・治水・水防、村営住宅、建築、廃屋対策等
環 境 水 道 係	簡易水道事業統合計画(簡易水道、簡易給水施設)、県企業局代替執行事業、個人水道施設等整備補助、公共下水道、し尿処理、合併処理浄化槽、農業集落排水、狂犬病予防、環境衛生、廃棄物処理、リサイクル、墓地、行旅病人・行旅死亡人、公害、新エネルギー等
国 土 調 査 係	国土調査全般、道路登記事務

係 等 名	業 務 内 容
税 務 係	村税賦課徴収、税統計・証明、土地家屋等の申告・届出・台帳整備、公図の保守管理、滞納処分等
会 計 係	現金・金券の収受、出納管理、決算等 *ごみ袋販売収納扱い

係 等 名	業 務 内 容
住 民 福 祉 係	戸籍、住民基本台帳、外国人登録、印鑑登録、人口動態、国民年金、戦没者遺族等援護、災害支援、福祉関係(児童・母子・父子・老人・障害)、子ども手当、あったか券、村民保養券、外出支援・福祉運送・タクシー券、青少年健全育成、民生児童委員、人権擁護、保護司、生活保護、職業紹介指導・雇用安定、男女共同参画、シルバー人材、日赤奉仕団、埋火葬、個人番号事務、福祉ICT等
健 康 支 援 係	国民健康保険、国民健康保険税の賦課徴収、後期高齢者医療、特定健診、介護保険、保健指導、各種検診、各種予防接種、健康増進、栄養指導、診療所、健康プラン、福祉相談(児童・老人・障がい)、消費生活等
天龍村地域包括支援センター	地域包括ケア、介護予防、在宅医療・介護連携、認知症対策、健康支援整備、認定調査等
社会就労センター	就労者の管理、製作過程時の指導、材料・製品の受入れ、出荷・検査、加工賃の請求・支払計算等、取引先との業務連絡、施設・備品の管理、医療互助会、その他授産業務等
天 龍 保 育 所	入所児の保育、保育所建物・各種施設備品等の管理、保育所利用者負担額算定・徴収等

係 等 名	業 務 内 容
農 林 係	農業・水産振興、畜産・家畜保健衛生、農地、土地改良、農業共済、農業委員会、農業後継者対策、農道建設・維持管理、第3セクター経営改善、林業・林産物の振興、村有林の経営管理、保安林、治山事業、鳥獣保護・狩猟、林道建設・維持管理、特産品開発、事業継承支援(農林業関係事務局)等
商 工 観 光 係	商工業の振興、商工金融、企業誘致・企業対策、観光事業振興、観光施設の維持管理、計量器、第3セクター経営改善、事業継承支援(買い物支援等事務局)等
移 住 定 住 推 進 係	出前講座、いきいき活動支援金、県元気づくり支援金、都市との交流、構造改革特区、若者定住・結婚相談、地域おこし協力隊、まち・ひと・しごと創生総合戦略、移住定住、空き家バンク、集落支援員、大学生インターン事業、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)等

係 等 名	業 務 内 容
南 支 所	住民基本台帳、印鑑、行政証明、村税その他収納
天 龍 温 泉	施設利用者サービス、施設利用料金の徴収、その他売上金等の徴収、現金管理、施設の維持管理、就労者の管理、源泉の維持・管理・運営等

係 等 名	業 務 内 容
教 育 係	教育委員会事務局、学校教育全般、学校施設管理、学校給食、就学指導、教員住宅、社会教育、生涯学習、社会体育、公民館、文化財保全保護、文化財調査、図書館管理運営、各施設管理、通学路安全会議、学童クラブ、奨学金、なんでも館常設展示等
学 校 給 食	学校給食
学 校 公 使	学校公使

天龍村職員配置表 (平成30年4月1日付)

平成30年4月1日付けの人事異動などにより、下記のとおりとなりましたので、よろしくお願ひします。

村長：永嶺 誠一 副村長：小林 公人 教育長：竹田 順次

総務課

課長：大平卓治

()は臨時職員

係等名	係長等 氏名	係員氏名	階
総務係	(兼)課長 大平卓治	坂田一万 ・ 柿下麻衣	2階
企画財政係	玉井直江	柳澤慶介 ・ (後藤泰計)	
情報政策係	中島俊博	—	
県派遣	—	瀧澤 翔	出先

議会事務局

事務局長：橘 謙治

係等名	係長等 氏名	係員氏名	階
議会事務局	—	—	2階

建設課

課長：野竹英二

係等名	係長等 氏名	係員氏名	階
建設係	宮下正和	小林勇太	2階
環境水道係	(兼)課長 野竹英二	宮澤栄朗 ・ 飯泉幸大 ・ 小瀬水 渉	
国土調査係	大平崇史	服部誠司 ・ (板倉保孝)	

税務会計課

課長：秦 博実

係等名	係長等 氏名	係員氏名	階
税務係	藤澤壮士	—	1階
会計係	(兼)課長 秦 博実	長田みゆき	

住民課

課長：鈴木浩孝

係等名	係長等 氏名	係員氏名	階
住民福祉係	森 祐二	玉置唯乃	1階
健康支援係	松澤一生	金田祥吾 ・ (保健師)赤松大輔 ・ (杉浦志乃)	
天龍村地域包括支援センター	(兼)課長 鈴木浩孝	栗生瑛理 ・ 新田泰祐 ・ (宮澤育子)	
社会就労センター	影原 房	(大平伸次) ・ (鈴木隆雄) ・ (秋波雅子)	出先
天龍保育所	宮澤真由美	成瀬理沙 ・ 花輪加奈子 ・ 黒田あゆみ ・ (山崎一代) ・ (小島みゆき)	

地域振興課

課長：後藤浩二

係等名	係長等 氏名	係員氏名	階
農林係	渡久山直樹	橋爪 貴 ・ 伊藤祐介 ・ (兼)多羅澤直樹	1階
商工観光係	(兼)課長 後藤浩二	大平成二 ・ 多羅澤直樹(県からの派遣)	
移住定住推進係	—	内藤孝雄 ・ 田島迪朗	

南支所・天龍温泉

所長：清水保秀

係等名	係長等 氏名	係員氏名	階
南支所	藤澤久美 (主査)	(兼：藤澤保夫)	出先
天龍温泉		(藤澤保夫・波田野茂富・村松二三子・田村元子・白上政江・宮澤朝子・杉本まる美・村松秀子)	

教育委員会

係等名	係長等 氏名	係員氏名	階
教育係	影原重喜	宮澤寿幸 ・ 青木裕一郎 ・ (瀧澤るみ子) ・ (内藤有香)	出先
学校給食	—	後藤三八子 ・ (金田久美子)	
学校公使	—	伊藤照子	

社会福祉協議会派遣
民間企業派遣
南信州広域連合派遣

特別養護天龍荘 所長 花田清一
(有)天龍農林業公社 副社長 熊谷弘幸
齋藤正宏

～ 税金は みんなのために 使うもの ～

平成30年度地区担当職員名簿及び配置表

平成30年4月1日現在

地区名	担当職員名						
為栗 長島宇連	影原 房	松澤 一生					
折立	花田 清一	大平 成二	新田 泰祐				
清水	渡久山直樹	長田みゆき					
東原A	鈴木 浩孝	宮下 正和	宮澤 寿幸	成瀬 理沙			
東原B	秦 博実	伊藤 祐介	宮澤 栄朗	小瀬水 渉			
西原	渡久山直樹	内藤 孝雄	新田 泰祐	赤松 大輔	青木 裕一郎	宮澤 真由美	
中 央	野竹 英二	大平 成二	宮澤 真由美	花輪 加奈子			
北	花田 清一	清水 保秀	金田 祥吾				
本 町	橘 謙治	松澤 一生	成瀬 理沙				
余 野	熊谷 弘幸	坂田 一万	伊藤 照子				
岡 本	森 祐二	金田 祥吾	柳澤 慶介	伊藤 照子			
長 野 町	影原 房	影原 重喜					
長 野	後藤 浩二	藤澤 久美	玉置 唯乃				
南 上	橘 謙治	橋爪 貴					
南 中	大平 卓治	宮下 正和					
栄 町		田嶋 迪朗					
南 下	中島 俊博	柿下 麻衣	黒田あゆみ				
松 島							
松島中電	大平 崇史	飯泉 幸大	長田みゆき	柿下 麻衣	玉置 唯乃	花輪 加奈子 黒田あゆみ	
長 沼							
鶯 巣	藤澤 壮士	服部 誠司					
十 久 保	大平 卓治	宮澤 寿幸					
下 山	熊谷 弘幸	青木 裕一郎					
中 井 侍	玉井 直江	小林 勇太					
途 中 上 平							
鶯 巣 宇 連	秦 博実	坂田 一万	瀧澤 翔				
福 島	後藤 浩二	藤澤 壮士	藤澤 久美	小林 勇太			
倉 の 平	鈴木 浩孝	服部 誠司					
坂 部	影原 重喜	柳澤 慶介					
中 組	玉井 直江	内藤 孝雄					
戸 口	野竹 英二	赤松 大輔					
大 久 那	大平 崇史	宮澤 栄朗					
合 戸							
見 遠	森 祐二	飯泉 幸大					
向 方	斎藤 正宏	橋爪 貴	田嶋 迪朗				
峠 山							
大 河 内	清水 保秀	伊藤 祐介	小瀬水 渉	後藤 三八子			
梨 畑							

新規採用職員あいさつ



たじま みちろう
田嶋 迪朗

今年度より天龍村役場の職員としてお世話になります、田嶋迪朗と申します。

出身は阿南町の新野地区です。昨年四月までは、愛知県の知多半島で塾講師として働いておりました。

私の母は天龍村の出身で、私も小さい頃、母に連れられてよく村に遊びに来たことがありました。自然が豊かで、人と人との距離が近く、村民の皆様のおかげで、自然が豊かです。そんな天龍村で働けることを、大変有難く、幸せに思います。

役場職員としても、村民としても一年目で、至らないところも多々あるかと思いますが、村の役に立てるよう、精一杯努力して参ります。今後とも、よろしくお願いたします。



こばやし ゆうた
小林 勇太

今年度から天龍村役場でお世話になることになりました、小林勇太と申します。生まれ育った故郷で仕事ができることを嬉しく思っています。昨年度までは、松本市の大学で地域と関わりながら地域づくりについて学んでおりました。四年間天龍村から離れておりましたが、またこうして、故郷である天龍村に戻ると共に働くことができることを考えると気持ちが高まっております。これから今まで自分を育ててくれた天龍村と村民の皆様への恩返しができるよう努めて参ります。

至らない点が多々あると思いますが、今後ともよろしくお願いたします。

地域まごし協力隊
ほんださち
本多紗智



3月1日付けで天龍村地域おこし協力隊に就任した本多紗智です。

東日本震災を身近に経験し、都会の暮らしに疑問を抱き、自然とともに生きる暮らしを求め、主に農業をしながらの旅暮らしを経て秘境・天龍村へ辿り着きました。

当面は配属先の農林業公社でゼロから農業を学び直していきます。

食べる・作る・読む・聴く・話す・変なもの・面白いひとが大好き。スパイス・ハーブを使った世界各地の料理を研究して作るのが一番の趣味で、最近では木工・DIY・和太鼓に興味があります。

色々とお世話になると思いますが、何卒よろしくお願いたします。

地域まごし協力隊
はつせけんた
初瀬健太



はじめまして。2月より地域おこし協力隊として活動している初瀬健太です。佐賀県基山町の出身で、現在26歳になります。

これまでのありが隊とは異なり、天龍農林業公社に勤務しており、大河内地区の稲作や柚子、お茶、あけびなどの剪定や収穫を主に行っています。大学卒業後から北海道や沖縄の農家さんのところで収穫の仕事をさせていただきましたのですが、栽培に関しては一からのスタートです。天龍村の自然や人と持ちつ持たれつとの関係を大切に、日々学びながら農に携わっていききたいと思っております。

「法定相続情報証明制度」をご利用ください

昨年5月29日(月)から、全国の法務局において、各種相続手続に利用することのできる「法定相続情報証明制度」が始まりました。

この制度は、法定相続人がだれであるのかを登記官が証明するものです。利用に当たっては、法務局に亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍等を提出していただくこととなります。そして、各種の相続手続（預金の払戻しや相続登記等）において、この証明書を戸除籍謄本等の代わりに提出していただければ、複数の手続を同時に進められ、時間短縮につながるメリットがあります。

是非、この制度をご利用ください。詳しくは、長野地方法務局飯田支局へお問い合わせください。法務局ホームページにも掲載しております。

※相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

【問い合わせ】長野地方法務局飯田支局（☎0265-22-0014）

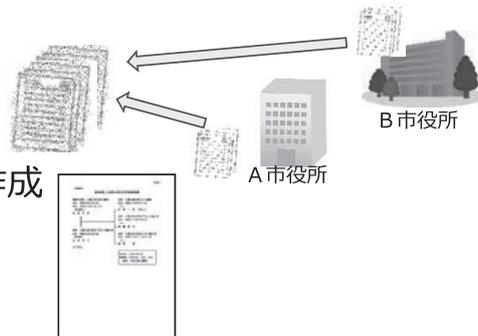
法定相続情報証明制度の手続の流れ（イメージ）

① 申出（法定相続人又は代理人）

①-1 戸除籍謄本等を収集

①-2 法定相続情報一覧図の作成
(案について、別紙1)

①-3 申出



- ✓ 提出された戸除籍謄本等に記載の情報に限る（放棄や遺産分割協議は対象外）
- ✓ （数次相続発生の場合、）一人の被相続人ごとの作成

② 確認・交付（登記所）

②-1 登記官による確認，法定相続情報一覧図の保管

②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付，戸除籍謄本等の返却
(案について、別紙2)

- ✓ 交付に当たり、手数料は徴収しない



- ✓ 偽造防止のため、地紋紙で交付

③ 利用

③ 各種の相続手続への利用

- ✓ 戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能になる（放棄や遺産分割協議の書類は別途必要）



後期高齢者医療制度のお知らせです

平成30・31年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費等を推計して2年ごとに見直されます。
 長野県における平成30・31年度保険料率は、後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の議決を受け、次のとおり平成28・29年度の保険料率を据置きました。
 保険料額は6月下旬に決定し、7月以降に役場住民課から決定通知書をお送りします。

均等割額 被保険者一人当たり 40,907円	+	所得割率 賦課のもととなる所得金額 × 8.30%	=	年間保険額 (限度額 62万円 ※1) 100円未満の端数切捨て ※1 平成29年度は57万円でした。
--------------------------------------------	---	--------------------------------------------	---	----------------------------------------------------------------------------

※ 保険料額は、収入金額や世帯構成により異なります。

保険料増加抑制のための方策

保険料収納不足や医療費増大による財政不足に備え、都道府県に「財政安定化基金」が設置されています。

平成30・31年度の保険料率改定に当たり、保険料軽減特例の段階的見直しの影響、一人当たり医療費の高い伸び、年金所得の動向等から、長野県と協議し、財政安定化基金の活用(約10億円の交付)による保険料の増加抑制を図りました。



左記の対策を講じた結果、均等割額を818円、所得割率を0.18ポイント軽減することができました。

保険料の軽減

● 低所得に係る均等割額の軽減

世帯の被保険者数に乗ずる金額について、5割軽減は「27万5千円」に、2割軽減は「50万円」にそれぞれ引上げます。これにより、それぞれの軽減該当条件が拡充します。

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額		軽減後の均等割額
9割軽減	33万円以下の場合	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合	4,090円/年
8.5割軽減		上記以外の方	6,136円/年
5割軽減	33万円+(27.5万円)※2 × 世帯の被保険者数)以下の場合 ※2 平成29年度は27万円でした。		20,453円/年
2割軽減	33万円+(50万円)※3 × 世帯の被保険者数)以下の場合 ※3 平成29年度は49万円でした。		32,725円/年

● 低所得に係る所得割額の軽減(軽減特例の段階的見直し)

後期高齢者医療制度発足時の激変緩和措置として実施されてきた、一部の所得(基礎控除後の総所得金額が58万円以下)の被保険者に係る所得割額軽減特例は、平成30年度以降はありません。なお、上記の基礎控除後の総所得金額が0円の場合は、引き続き所得割額はかかりません。

● 元被扶養者に係る均等割額の軽減(軽減特例の段階的見直し)

低所得者に係る所得割額の軽減特例と同様に実施されてきました、後期高齢者医療制度の資格取得直前に被用者保険(市町村国民健康保険・国保組合を除く。)の被扶養者であった被保険者に係る均等割額の軽減特例は、平成30年度は「5割軽減」となります。なお、低所得に係る均等割額軽減特例(9割・8.5割軽減)に該当する方は、その軽減割合が適用されます。

<<お問い合わせ先>>
 天龍村役場 住民課 健康支援係 ☎ 32-1021
 または、長野県後期高齢者医療広域連合 ☎ 026-229-5320





1年に1度は、特定検診を受けましょう!

「特定検診」
とは...

高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病のほとんどは自覚症状がないため、健診で早期発見しましょう。
また、内臓脂肪が過剰に蓄積した状態であるメタボリックシンドロームは、生活習慣病の原因と言われており、特定検診はこのメタボリックシンドロームに着目した内容になっています。ぜひ受診しましょう!

年齢	当該年度40～74歳の方(75歳の誕生日前日まで)		満75歳以上の方	特定保健指導
対象者	天龍村国保加入者の方 (人間ドックとの重複受診はできません)	勤務先等の医療保険加入者及びその扶養者	後期高齢者医療保険加入者	健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクに応じて、医師・保健師などの専門家から生活習慣改善のサポートを6ヶ月間受けられます。
受診に必要なもの	①天龍村国民健康保険被保険者証 ②受診券(6月中に送付予定)		①長野県後期高齢者医療被保険者証 ②受診券(6月中に送付予定)	 健診のあとは、特定保健指導を受けましょう!
日時場所	7/9(月)午後 老人福祉センター 7/10(火)午前 老人福祉センター 7/10(火)午後 おきよめの湯		7/9(月)午後 老人福祉センター 7/10(火)午前 老人福祉センター 7/10(火)午後 おきよめの湯	
費用(個人負担金)	2000円		1000円	
実施者(お問い合わせ先)	天龍村役場住民課 ☎32-1021		天龍村役場住民課 ☎32-1021	

※人間ドックを受診予定の方は、村の集団特定検診は受診しないでください。
※75歳以上の方で定期的に病院を受診している方は、特定検診を受診する必要はありません。

お問い合わせ先
住民課 健康支援係
☎32-1021



がん検診等一覧表

検診項目	肺がん 	胃がん 	大腸がん 	婦人科検診 
対象者	40歳以上	40歳以上	40歳以上	子宮頸がん:20歳以上 乳がん(エコー):30歳～39歳及び40歳～69歳の奇数月 " (マンモ):40歳～70歳の偶数月
実施日	9月27日(木) 28日(金)	10月2日(火) 3日(水) 4日(木)	10月2日(火) 3日(水) 4日(木)	受診希望者には、 後日連絡致します
受診場所	各地区を巡回します	老人福祉センター おきよめの湯(10/2)	老人福祉センター おきよめの湯(10/2)	阿南病院
検査項目	問診 胸部X線撮影	問診 胃部X線撮影(バリウム)	問診 便潜血検査(2日法)	問診 子宮頸がん:細胞診 乳がん:超音波検査(エコー)、 マンモグラフィ
費用(個人負担金)	500円	1500円	500円	子宮頸がん 1700円 乳がん(エコー) 1900円 乳がん(マンモグラフィ) 3300円

※詳しくは、4月下旬にお配りしました「がん検診希望調査」をご覧ください、申し込みください。

異動があった時はお早めに! 国保への加入・脱退手続きを

3月から4月にかけては就職や退職、転入・転出など異動が多くなる時期です。新たに国保に加入するときや、国保から他の健康保険に変わるときには届出が必要です。国民健康保険と他の健康保険(社保など)の加入者に異動があった場合は、**自動的に資格変更の手続きが出来ません**ので、必ず本人、又は家族の方の届出が必要です。国保に加入・脱退の手続きはお早めをお願いします。

	こんなときには届出が必要です	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入してきたとき	他市町村の転出証明、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険を脱退した証明・印鑑、年金手帳
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者ではないという証明、印鑑、年金手帳
国保を脱退するとき	国保加入世帯で子供が生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑
	他の市町村に転出するとき	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保と社保の両方の保険証、印鑑 (社保の保険証未交付の場合は加入証明書)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、印鑑、年金手帳

★国保への加入の届出・脱退の手続きが遅れると、保険税を2重に納めることになったり医師の診療を受けるときにトラブルの原因になったりしますので、異動があった場合はお早めに手続きをお願いします。【問い合わせ先 健康支援係 ☎32-1021】

国民健康保険にご加入の皆さんへ

人間ドック補助制度をご利用ください

昨年度から引き続き、今年度も生活習慣病などの早期発見、早期治療を目的とし、加入者の健康保持増進を図るため、人間ドック費用の一部の補助を拡充し行います。国保加入者の方は、ぜひご利用ください！

対象者

- ・40歳以上74歳以下の天龍村国民健康保険に加入している方

助成金額

- ・人間ドック受診

阿南病院	20,000円
その他医療機関	13,000円
- ・脳ドック受診

	16,000円 (単独で受診)
	8,000円 (人間ドックオプション時)

拡充
しました!



補助を受けられる条件

- ・人間ドック等受診後に健診結果を村へ提出した方。
- ・年度内（4月から翌年3月）に補助を受けていないこと。
（補助は年度内で、人間ドック、脳ドック1回ずつとなります）
- ・年度内に村の集団特定検診や個別特定検診を受診していない方。
- ・申請日において、天龍村国保税を滞納していない世帯に属する方。

補助の流れ

- ①個人で医療機関に予約をする。
- ②人間ドック等を受診する。
- ③健診結果が届いたら、役場窓口にて健診結果と領収書を添えて補助金の申請手続きを行う。
- ④後日、補助金の振込を行います。

申請に必要なもの

- ・申請書（役場窓口、南支所にあります） ・領収書（原本）
- ・人間ドック健診結果（コピー） ・振込先が分かるもの ・印鑑

注意事項

- ・7月以降に人間ドックを受診される方は、6月に送付予定の特定検診の受診券を持参して人間ドックを受診してください。
- ・4月～6月に人間ドックを受診される方は、7月に行う集団特定検診を受診する必要はありません。
- ・その他不明な点はお問い合わせください。

～お問い合わせ先～ 住民課 健康支援係 ☎32-1021

保健師だより

ストレスとの上手な付き合い方

皆さんはストレスを感じやすいですか？人によってストレスの感じ方、発散方法は様々です。今回は日々の生活を振り返り、ストレスについて考えてみましょう。

ストレスチェックをしてみよう
 ストレス状態は、自分では気がつきにくいものです。次にあげる項目をチェックしてみてください。

- 忙しい日々が続いている。
- 睡眠に満足感が得られない。
- 食欲が変化しました。
- 外出がおっくうになった。
- 物事にこだわりやすくなっている。
- 他人や物事に苛立つことが多い。
- 物事を悪い方に考えることが多い。

これらに多くのチェックが入った方は、かなりストレスがたまっている可能性があります。

「ストレスをためない工夫」
 では、ストレスをためないためには、どうすればいいのでしょうか。一例を取り上げたので参考にしてみてください。

（生活編）

- 睡眠時間を確保する。
- 毎日3食、バランスよく食事する。
- 適度な運動、ストレッチで体を動かす。
- ゆったりお風呂に入る。
- 規則正しい食生活、睡眠をとることで自律神経を整え、こころを落ち着かせることができます。

（考え方編）

- 疲れたら、無理をせずに休む。
- 自分の限界を知り、あれもこれもと手を出さない。
- ありのままの自分を認める。
- 大切な人との関係を大事にする。

ストレスに振り回されない人、ストレスを自己の力で小さくできる人は、意識的に、または無意識にこれらの努力をしているといわれています。

「心に余裕のある生活を」

「幸、不幸は自分の胸三寸が決める」という言葉があります。自分の心が次第で人生をストレスの多いものにも、少ないものにもできるのです。先に紹介した方法を試し、自分にあったストレス解消方法を見つけ、心に余裕のある生活を目指してはいかがでしょうか。

山村留学制度について 村長へ答申

村長の諮問により山村留学制度について検討していた、山村留学制度検討委員会（委員長板倉恒夫氏）から3月26日(月)に村長に答申が行われ、板倉委員長、盛正賢副委員長より永嶺村長へ答申書が手渡されました。

答申では、家族での移住による制度の導入や、学校教育の充実と情報発信、住宅の整備、親の就職支援、子育て支援の充実の5項目を提言しました。

検討するにあたり、昨年11月に実施したアンケート調査では村民の皆さんにはご協力をいただき誠にありがとうございました。

村では、この答申を受け、今後制度について具体的に検討を行う予定です。



板倉委員長、盛副委員長より村長へ答申書が手渡されました

買物弱者対策検討委員会

昨年12月号でお知らせしました「買物弱者対策検討委員会」について、今までの検討経過を報告させていただきます。

昨年度は会議を4回開催、3箇所の買物弱者対策事例を視察し、村の実情に合った買物弱者対策について検討してきました。

高齢化の進展により、今後自分の力で買物に行くことが難しくなる方が増えていくこと、村内で移動販売を行っていた事業者が1社撤退したことを踏まえ、村で安心して買物ができる環境をつくるため

には、村内のどの地域でも食品や日用雑貨などを届けられるよう、移動販売をしっかりと確立することが重要と考えています。

そのために、まずは拠点となるスーパーなどの開設を検討していますが、できる限り自助努力でお店を運営できるように、今年度は場所、運営の形態や方法、責任者などを慎重に検討していく予定です。

今後、村民の皆さまにもご意見をお聞きすることがあるうかと思いますが、よろしくお願ひします。

なんでも館 常設展示室 整備事業検討 委員会『報告』

今年度発足したなんでも館常設展示室検討委員会は、本館の貴重な文化・歴史等を振り返り、後世へ継承していくために、文化センターなんでも館2階の展示室を常設展示室へ整備するために必要な検討をするを目的としています。

委員長に鎌倉貞男氏、副委員長に村松小司郎氏を選任して、常設展示室の展示内容や課題などを観光面や他の市町村の既設展示場の状況も踏まえて、一定の方向性を答申するための協議を行いました。

今年度は5回の検討委員会を開催して協議内容をまとめ、昨年の12月28日(木)、鎌倉委員長より村長へ委員会の答申を提出しました。

答申の内容は、

- ① 歴史資料館の内容
- ② 民族資料館の内容
- ③ 美術館の内容

の展示の三本の柱を主に整備してはどうか、というものでした。

今後はこの答申を基に、さらなる専門委員会や研究委員会にはかりながら、常設化に向けての検討を進めていきます。

今後とも、村の歴史・文化の継承に向けた取組みに対し、ご理解とご協力をよろしくお願ひ致します。

天龍村空家等 対策協議会

近年の全国的な人口減少や住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化に伴い、居住その他の建築物は年々増加傾向にあります。また、空き家になったにも関わらず、適切な管理が行われなまま放置されている状態の空き家も、増加傾向にあり、防災・防犯・景観保全等の面で住民生活に悪影響を及ぼしております。

天龍村でも増加の一途をたどる空き家対策について、早急な解決策が求められている中で、昨年8月に天龍村空家等対策協議会を発足し、村内にある空き家の対策に向けた協議を始めました。昨年度については、天龍村の空き家対策の指針となる天龍村空家等

対策計画の策定に力を入れて取り組んでまいりました。

3月に策定しました対策計画を基に、村内にある空き家戸数や、居住その他の使用がなされていないことが常態化している住宅の把握及び、建築物の危険度の判定を協議会が主体となって進め、危険度の判定結果によっては所有者に対して、適切な管理が行われるよう指導・助言を行い、空き家が適正に管理されるよう努めてまいりたいと考えます。



天龍小学校体育館と 村民体育館のあり方 検討委員会『報告』

天龍小学校体育館と村民体育館のあり方検討委員会は、平成28年8月2日(火)に第1回目が行われ、学校やPTA、社会教育委員会等の各団体に意見を聴取するところから始まりました。多種多様な意見をいただきましたが、それらをまとめるのは困難であったため、児童生徒数が減少していく中で、将来の教育を見据え、「体育館のあり方」「方向性」の教育委員会としての素案を作成しました。

2月23日(金)には第2回目となる検討委員会を開催し、教育委員会の作成した素案についてご意見をいただきました。そして、委員の皆さんには各団体に持ち帰っていただき、団体としての意見をまとめて教育委員会へ提出することをお願いしました。その意見を基にさらなる検討を行い、7月末までに村長へ報告書を出することとなる予定です。

子ども達や地域にとっても、よりよい方向性が見出せるよう、引き続き検討を重ねていきたいと考えます。

天龍村公共施設等の あり方検討委員会 『報告』

長い歴史のある遊休施設の利用活用、既存施設の統廃合、土地の賃貸借契約の状況について、見直しを含め公共施設等のあり方を検討する庁内組織として、昨年末に天龍村公共施設等のあり方検討委員会を設置しました。

現在までに委員会を2回開催、和知野グラウンド、旧阿南部品工場、旧福島小学校、栄町公共用地について検討中です。

天龍村地域 ケア会議

今後見込まれる高齢者の増加に関して、介護予防や生きがい支援活動の検討や、認知症対策や在宅での介護・医療を円滑に進めるための体制づくり、施設や在宅におけるサービスの見直しと充実を図

るなど、高齢者生活の包括的支援を検討するための会議を昨年4月に立ち上げました。組織構成は、村、診療所、訪問看護・介護、老人ホーム、デイサービス等事業者、保健師、民生委員会長等に参加して頂き、5部門に分けて検討を進めています。

「在宅移行部会」：入院病床の不足に対応するための地域内における取り組みについて

「地域包括支援部会」：村全体が高齢者の支援に参加する地域形成に向けた活動を進める

「介護予防部会」：高齢者が元気に今の生活を続けるための活動等について

「施設サービス部会」：天龍村内の施設サービスの運営、新規サービスの提案、人材確保等の対応について

「在宅サービス部会」：天龍村内の在宅サービスの運営、新規サービスの提案、人材確保等の対応について



天龍村森林整備 計画を新たに策定

市町村森林整備計画とは、県が定める「地域森林計画」の対象となる民有林が所在する市町村が、5年ごとに作成する10年を一期とする計画であり、地域における森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や、適切な森林整備を推進するための林業施行に関する指針を定めるものです。

【計画期間】
平成30年4月1日から
平成40年3月31日までの
10年間

前期計画(平成20年～30年)との主な変更点

○公益的機能別施行森林の区域における施行方法について今年度にモデル事業を導入し、長期計画で更新伐採を行う森林を、森林水源涵養から木材生産へ差し替えました。

○その他森林の整備に必要な事項について、全ての村有林がSGEC森林認証を取得したこと、COC認証を取得している地域の森林組合等との連携についての記述を追加しました。

平成29年度南信州 元気な森林づくり賞

森林林業の部

下伊那山林協会会長賞

遠山 善治さん

飯伊連合会猟友会長賞

天龍小学校みどりの少年団

2月23日(金)に飯田合同庁舎で授賞式が開催されました。

これは、社会全体の共通財産である森林を健全な形で次の世代に引き継いでいくことを目指し、その振興に貢献のあった者に受賞される賞です。



天龍保育所入園式

みんな、
元気に
遊ぼうね!



4月4日(水)、新しいお友達3名を迎え、全園児17名で元気よく新年度がスタートしました。よく食べ、よく寝て、よく遊び心も身体も大きくなります。村民の皆様には昨年度同様お世話になります。よろしくお願いします。

天龍小学校入学式

天龍中学校入学式



4月5日(木)、天龍小学校および中学校の入学式が行われました。本年度、小学校は男子1名、女子3名の計4名が入学しました。新一年生は名前を呼ばれると、皆大きな声で元気よく「はい!」と返事をして、小学生としての第一歩を踏み出しました。中学校は男子3名、女子3名の計6名が入学しました。小学校で培った自信を胸に一人ひとり力強く抱負を述べました。

また今年度から、村では天龍小学校・中学校へ入学した児童生徒の健やかな育成と明るい家庭づくり支援を目的に入学祝い金支給事業として、村内の事業所・商店で使用できる商品券を贈呈しました。本年度も子ども達の健やかな成長を願うとともに、今後とも、村の教育行政への変わらぬご理解・ご協力をよろしくお願いします。

- ◇ 平成30年度天龍村消防団役員が選任されましたのでお知らせします。
- ◇ 団 長 中島 俊博
- ◇ 副団長 大平 崇史
- ◇ 本部長兼旗手 山崎 英琢
- ◇ 機関長 上野 洋平
- ◇ 救護長 濱島 徳嗣
- ◇ 喇叭長 渡久山直樹
- ◇ 第一分団長 恩澤 知
- ◇ 副分団長 宮下 正和
- ◇ 〃 松澤 一生
- ◇ 第二分団長 橋爪 貴
- ◇ 副分団長 伊藤 祐介
- ◇ 〃 関浦 康志

消 防

天龍村に初めて来て感じたことは、自然豊かで人間味のある暖かな場所だということです。4月の初めに天龍村へ来たときにはきれいな桜が迎えてくれ、村の中を歩いていくと、すれ違う方が挨拶をしてくださり、とても素敵な場所だと感じました。役場では、天龍村で抱えている課題に対し、村の皆様と一丸となって解決に向け取り組んで参りますので、よろしくお願い致します。

学 校

- ◇ 平成30年度の異動により、次の先生方が村内の小中学校に着任されました。
- ◇ 天龍小学校
 - ◇ 宮島 豊 (校長)
 - ◇ 上野 雄登 (5年担任)
 - ◇ 熊谷 佳織 (養護)
- ◇ 天龍中学校
 - ◇ 宮下 健治 (教頭)
 - ◇ 若林 隆俊 (1年副担任)
 - ◇ 滝澤 千晶 (2年担任)
 - ◇ 池田 志織 (2年副担任)
 - ◇ 森本 美智子 (事務)

お世話になります
(人事異動)

役 場

- ◇ 女性班長 花輪加奈子
- ◇ 副班長 柿下 麻衣
- ◎ 退職
 - 3月31日付けで次の職員が退職となりました。大変お疲れさまでした。
 - ◇ 大平 哲士 (会計管理者) ※敬称略



平成30年度
交流職員あいさつ
多羅澤直樹
県の交流職員として天龍村に参りました、多羅澤直樹と申します。

出身は千曲市で、南信で働くのは初めての経験となります。